

騒音規制法の規定による規制基準（昭和 48 年岩手県告示第 423 号）の一部を次のように改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後									
<p>次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における当該規制基準は、同表の各欄に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。</p>		<p>次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における当該規制基準は、同表の各欄に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。</p>									
<table border="1"> <tr> <td>時間の区分</td> <td> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> 昼間 （午前 8 時から 午後 6 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 朝 （午前 6 時から 午前 8 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 夕 （午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 夜間 （午後 6 時から 午後 10 時まで） </div> </div> </td> </tr> <tr> <td>区域の区分</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	時間の区分	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> 昼間 （午前 8 時から 午後 6 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 朝 （午前 6 時から 午前 8 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 夕 （午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 夜間 （午後 6 時から 午後 10 時まで） </div> </div>	区域の区分	[略]		<table border="1"> <tr> <td>時間の区分</td> <td> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> 昼間 （午前 8 時から 午後 6 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 朝 （午前 6 時から 午前 8 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 夕 （午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 夜間 （午後 6 時から 午後 10 時まで） </div> </div> </td> </tr> <tr> <td>区域の区分</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	時間の区分	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> 昼間 （午前 8 時から 午後 6 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 朝 （午前 6 時から 午前 8 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 夕 （午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 夜間 （午後 6 時から 午後 10 時まで） </div> </div>	区域の区分	[略]	
時間の区分	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> 昼間 （午前 8 時から 午後 6 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 朝 （午前 6 時から 午前 8 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 夕 （午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 夜間 （午後 6 時から 午後 10 時まで） </div> </div>										
区域の区分	[略]										
時間の区分	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> 昼間 （午前 8 時から 午後 6 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 朝 （午前 6 時から 午前 8 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 夕 （午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで） </div> <div style="text-align: center;"> 夜間 （午後 6 時から 午後 10 時まで） </div> </div>										
区域の区分	[略]										
<table border="1"> <tr> <td>第 4 種区域</td> <td>[略]</td> <td>55 デシベル （釜石市及び一関市東山町に係る区域にあっては、60 デシベル）</td> </tr> </table>	第 4 種区域	[略]	55 デシベル （釜石市及び一関市東山町に係る区域にあっては、60 デシベル）		<table border="1"> <tr> <td>第 4 種区域</td> <td>[略]</td> <td>55 デシベル （釜石市に係る区域にあっては、60 デシベル）</td> </tr> </table>	第 4 種区域	[略]	55 デシベル （釜石市に係る区域にあっては、60 デシベル）			
第 4 種区域	[略]	55 デシベル （釜石市及び一関市東山町に係る区域にあっては、60 デシベル）									
第 4 種区域	[略]	55 デシベル （釜石市に係る区域にあっては、60 デシベル）									
[略]		[略]									

備考 改正部分は、下線の部分である。